

医療提供体制施設整備交付金 について

1. 交付金の概要

目的

- 医療計画に定める医療提供施設の整備目標等に関し、整備に要する経費の一部を充てるために国が交付する交付金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

事業対象

- 下記の事業について病院等の建物の整備を行う経費の補助を行う。
 1. 医療計画等の推進に関する事業
 2. 施設環境等の改善に関する事業
 3. 医療従事者の養成力の充実等に関する事業
- 調整率:0.33、0.50
- 補助対象
日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、民間事業者

予算額の推移

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算	2,545	2,545	3,242
補正予算	2,995		
計	5,540	2,545	3,242

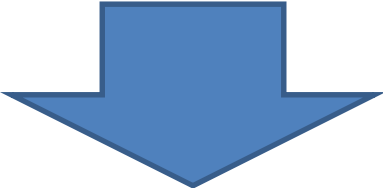
※ 平成28年度の補正予算は、対象事業のうち、医療施設等の耐震化整備のために措置

2. 交付金の創設経緯

【平成17年度以前】

医療施設等施設整備費補助金において事業を実施。
予算の範囲内において厚生労働省が選定した事業を実施していた。

三位一体の改革



「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う改革により、「医療施設等施設整備費補助金」の一部を交付金化。

【平成18年度以降】

医療提供体制施設整備交付金の創設

都道府県が作成する「医療提供施設等の整備に関する計画」により、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援する医療提供体制施設整備交付金を創設。各都道府県に配分された予算の範囲内において、都道府県が選定した事業を実施している。

3. 交付金の事業区分

医療提供体制施設整備交付金については、平成30年度現在で以下の31事業を対象としている。

1. 医療計画等の推進に関する事業(21事業)

医療法第30条の4第1項に規定する都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(医療計画)等に定める医療提供施設の整備に関する事業

2. 施設環境等の改善に関する事業(8事業)

医療施設の耐震化、南海トラフ地震に係る津波避難対策、アスベスト除去、地球温暖化対策など、患者の療養環境の改善及び医療従事者の職場環境の改善に関する整備に関する事業

3. 医療従事者の養成力の充実等に関する事業(2事業)

看護師の特定行為に係る指定研修施設など、医療従事者の養成力の充実のための整備に関する事業

4. 事業交付の流れ

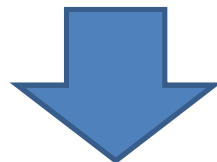
都道府県

県内の医療提供体制の確保を図るために、交付金の事業区分から必要な事業を選定して「事業計画」を作成



国

「事業計画」を確認し、予算の範囲内で交付金を交付



都道府県

国の交付金を事業者へ交付して、施設整備を実施
施設整備の終了後、事業報告書を国に提出



国

事業に係る効果や執行実態を把握

5. (1) 医療計画等の推進に関する事業

1. 医療計画の概要

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。

医療計画における主な記載事項

○ 医療圏の設定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

三次医療圏

都道府県の区域を単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、複数の区域又は都道府県をまたがる区域を設定することができる。



特殊な医療を提供

二次医療圏

一体の区域として病院等における入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮する。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情 等



一般の入院に係る医療を提供

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入・流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量、在宅医療等の医療需要を推計。

○ 5疾病・5事業(※)及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)。

5事業…5つの事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。

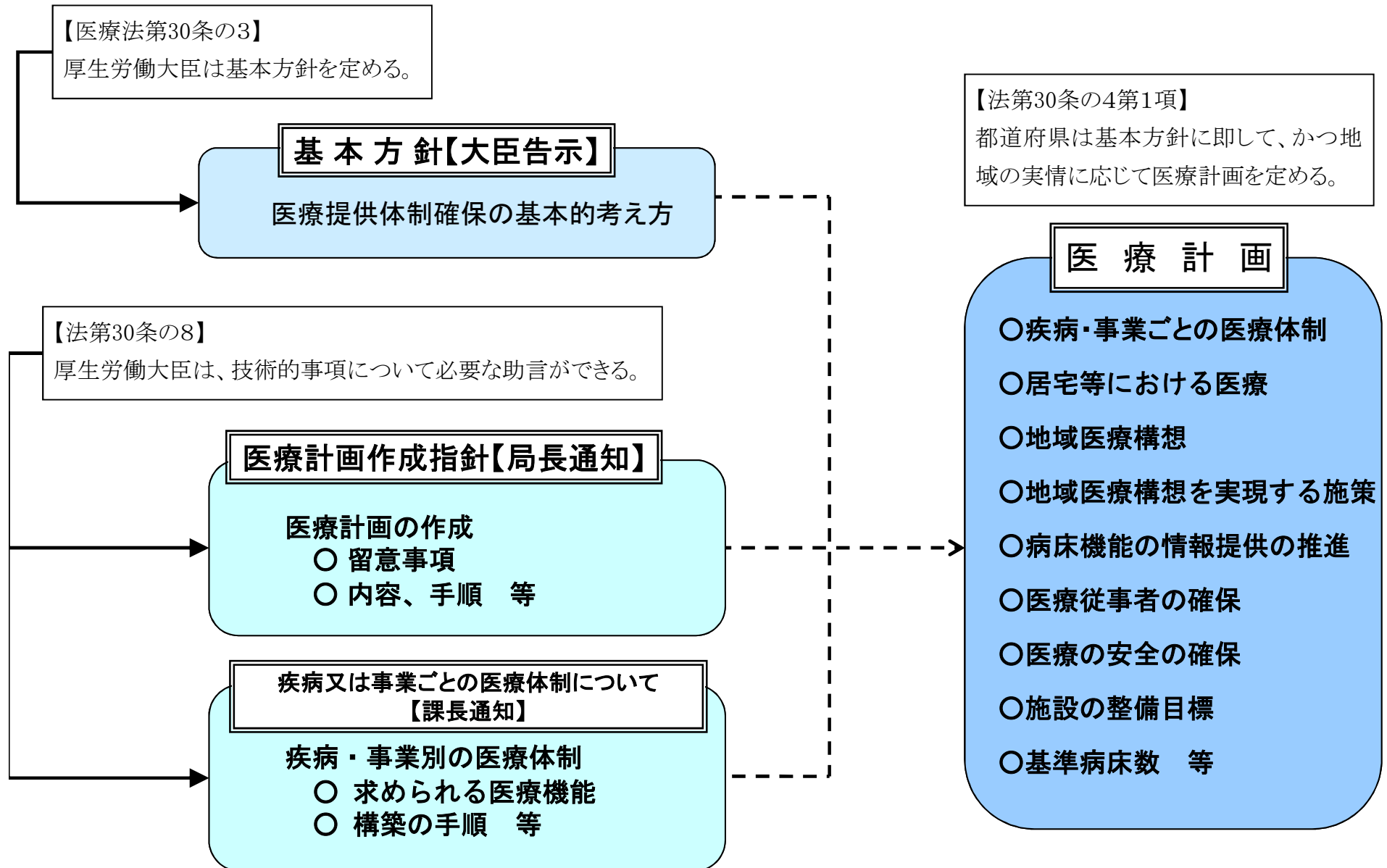
○ 基準病床数の算定

○ 医療の安全の確保

○ 医療従事者の確保

- ・ 地域医療支援センターにおいて実施する事業等による医師、看護師等の確保。

(2) 医療計画の策定に係る指針の全体像



(3) 医療連携体制構築の手順

5 疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針

(疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(医政指発0330第9号 平成24年3月30日)別紙)

1 現状の把握

○患者動向、医療資源・医療連携等に関する現状を把握

2 圏域の設定

○従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

3 連携の検討

○医療機能を明確化した上で、関係機関の連携を検討し、医療機関等の名称を記載

4 課題の抽出

○指標例を参考に医療圏ごとの課題を抽出

5 数値目標

○各地域における医療提供体制の課題を解決するに当たっての数値目標を設定

6 施策

○数値目標の達成及び各医療機能がより発揮されるために行う施策を策定

7 評価

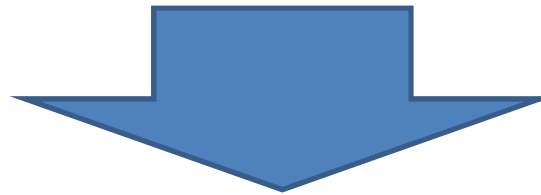
○評価を行う組織や時期を明記し、数値目標の達成状況、施策の進捗状況を評価

8 公表

○指標、課題、数値目標、施策、評価等について、ホームページ等で公表

(4) 疾病・事業ごとのPDCAサイクル

- 医療計画の実効性を上げるため、具体的な数値目標の設定と評価を行い、その評価結果に基づき、計画の内容の見直し
- 5疾病・5事業及び在宅医療については、評価・見直し体制及び公表方法を明示
- 目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について定期的に実施
- 目標に対する進捗状況が不十分な場合、原因を分析した上で、必要に応じて施策の見直しを図る

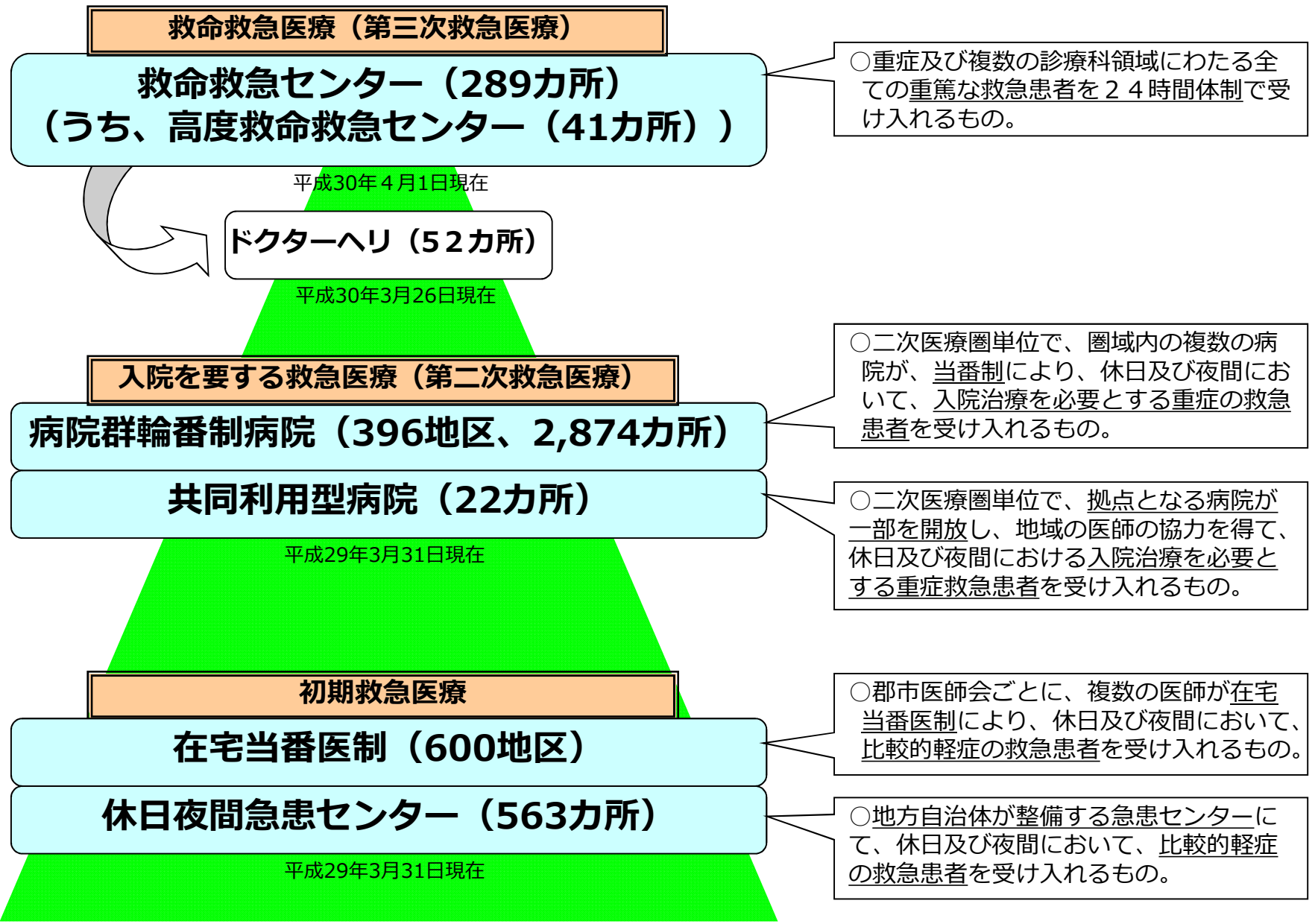


見直し状況等

抽出した課題を解決するに当たっての数値目標、目標を達成するための施策等を医療計画に記載

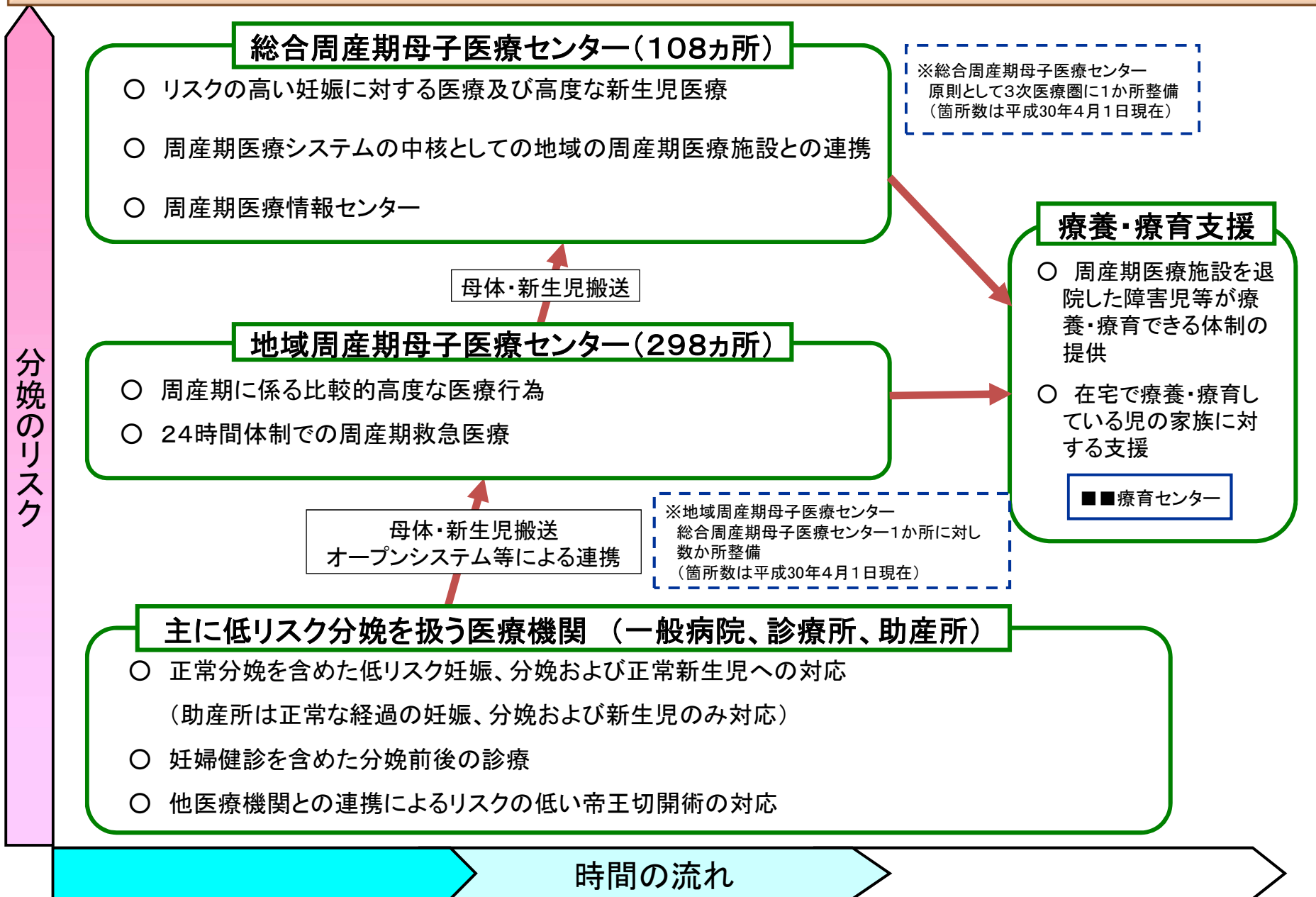
(参考)救急医療体制

救急医療体制体系図



(参考)周産期医療体制

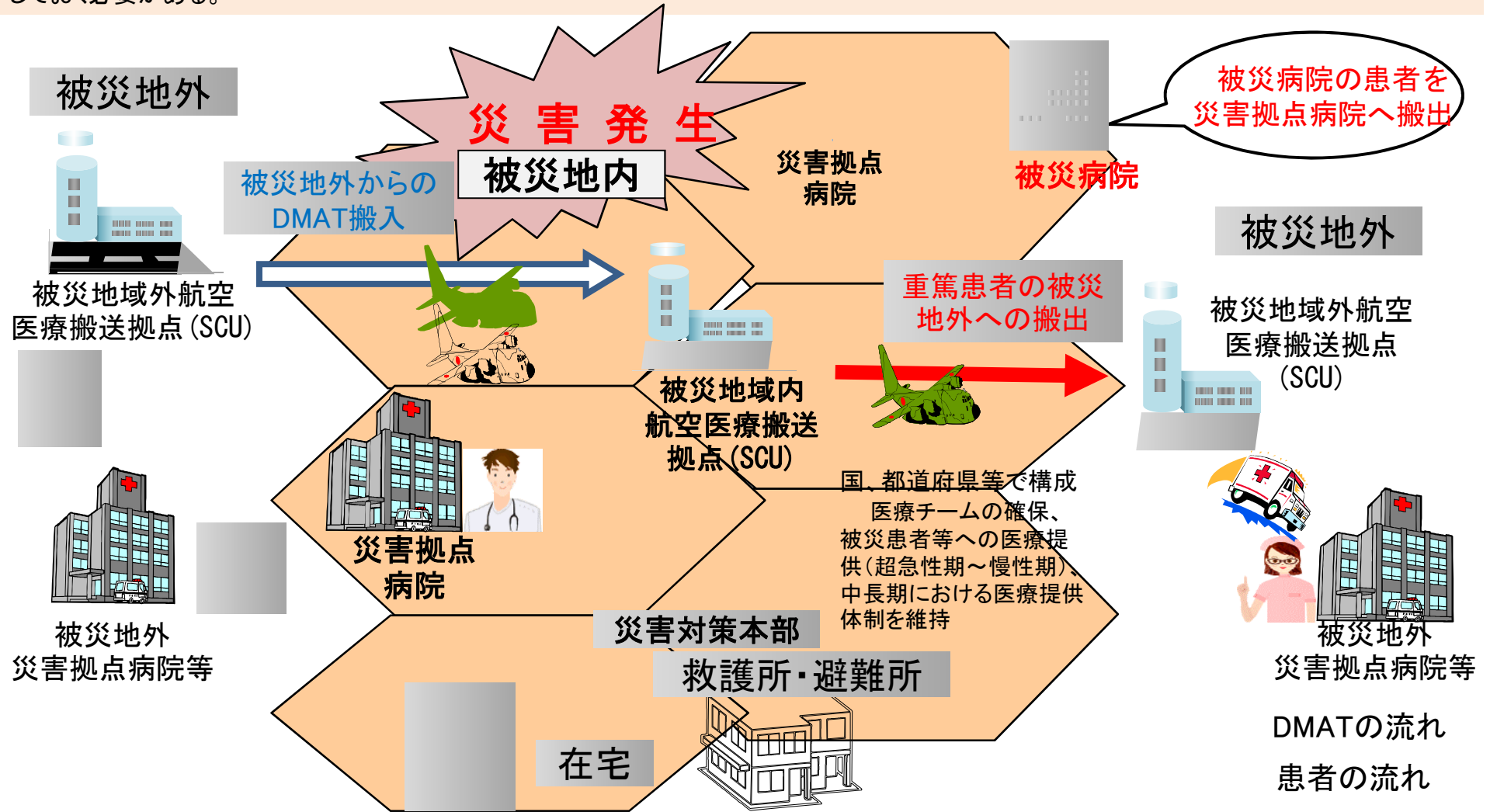
周産期医療体制体系図



(参考)災害医療体制

災害医療提供体制について

災害時に多数発生する傷病者、被災した医療機関の入院患者等に対して、被災地内外の医療資源を活用して医療の提供できる体制を整備しておく必要がある。



基幹災害拠点病院
地域災害拠点病院

原則として各都道府県に1か所設置する。
原則として二次医療圏に1か所設置する。

平成29年4月1日現在までに
723病院を指定

医療計画等の推進に関する事業一覧①

(1) 休日夜間急患センター施設整備事業

休日及び夜間の診療を行う急患センターを整備し地域住民の急病患者の医療を確保するため、休日夜間急患センターの施設整備に対する補助を行う。

(2) 病院郡輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

地域の実情に応じて病院郡輪番制方式等による入院を要する(第二次)救急医療機関を整備し、初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連絡体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重傷救急患者の医療を確保するため、病院郡輪番制病院及び共同型利用病院の施設整備に対する補助を行う。

(3) 救急ヘリポート施設整備事業

離島、山村において、発生した重症救急患者をヘリコプター等により搬送する際、地方公共団体の要請により、機内において早期に必要な救急処置を行うため、添乗する医師を確保することを目的に、救急ヘリポート施設の施設整備に対する補助を行う。

(4) ヘリポート周辺施設整備事業

救命救急センターにドクターヘリを委託により配備し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上及びドクターヘリの全国的導入の促進を図るため、ドクターヘリ基地病院の格納庫等の施設整備に対する補助を行う。

(5) 救命救急センター施設整備事業

休日夜間急患センター等の初期救急医療施設、病院群輪番制等の第二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターの施設整備に対する補助を行う。

(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業

休日夜間急患センター等の初期救急医療施設及び小児救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもと、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重傷救急患者の医療を確保するため小児救急医療拠点病院の施設整備に対する補助を行う。

(7) 小児初期救急センター施設整備事業

小児の急病患者を受け入れるため、小児救急医療支援事業等の二次救急病院と連携し、小児患者の休日夜間の診療対策を確保するため、小児の急病患者を受け入れる小児初期救急センターの施設整備に対する補助を行う。

(8) 小児集中治療室施設整備事業

小児集中治療室を整備し、小児重症患者の適切な医療を確保するため、小児集中治療室の施設整備に対する補助を行う。

医療計画等の推進に関する事業一覧②

(9) 小児医療施設施設整備事業

地域における小児医療水準の向上に資するため、小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行う施設の施設整備に対する補助を行う。

(10) 周産期医療施設施設整備事業

専門的な周産期医療体制の整備を行うため、母体・胎児集中治療管理室の施設整備に対する補助を行う。

(11) 地域療育支援施設施設整備事業

新生児集中治療室等の満床の解消を図るとともに在宅療養等への円滑な移行を促進するため、在宅療養等との間に地域療育支援施設を整備するための補助を行う。

(12) 共同利用施設施設整備事業

公的医療機関等を地域の中心的な医療機関として位置づけ、共同利用施設として地域の医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図り、もって地域の医療水準の向上に資するため、共同利用施設等の施設整備に対する補助を行う。

(13) 医療施設近代化施設整備事業

病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を図るために行う施設整備に対する補助を行う。

(14) 不足病床地区病院施設整備事業

新築の場合、新築しようとする所在地に係る医療計画上の既存病床数が基準病床数を超えない等の基準により実施する療養病床及び一般病床不足地域における病院の施設整備事業に対する補助を行う。

(15) 基幹災害拠点病院施設整備事業

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害自に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能等の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する基幹災害拠点病院を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的として行う基幹災害拠点病院の施設整備に対する補助を行う。

(16) 地域災害拠点病院施設整備事業

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害自に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能等の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する地域災害拠点病院を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的として行う地域災害拠点病院の施設整備に対する補助を行う。

医療計画等の推進に関する事業一覧③

(17) 腎移植施設施設整備事業

腎移植の実施に必要な無菌手術室を整備し、もって腎不全患者の根治的医療である腎移植の実施体制の整備をするための補助を行う。

(18) 特殊病室施設整備事業

骨髄移植施設等において骨髄移植の実施に必要な無菌室の整備を行い、もって血液難病患者等の根治的治療である骨髄移植の実施体制の整備を行うための補助を行う。

(19) 肝移植施設施設整備事業

肝移植の実施に必要な無菌手術室を整備し、もって肝不全患者の根治的医療の一つである肝移植の実施体制の整備をするための補助を行う。

(20) 治験施設施設整備事業

被験者の人権、安全及び福祉の保護のもとに、治験の科学的な質と成績の信頼性を確保しつつ、治験の管理及びその事務機能の充実を図ることにより、効率的な治験の遂行を行うための治験施設を整備するための補助を行う。

(21) 地域拠点歯科診療所施設整備事業

各地域に必要な歯科医療の提供(障害者等の受け入れを含む)に対応できる拠点歯科診療所の整備を図るため、地域拠点歯科診療所として必要な施設を整備するための補助を行う。

5. (2) 施設環境等の改善に関する事業

(1) 医療提供施設の耐震状況

(1) 病院の耐震化の状況

調査病院数	回答病院数	全ての建物に耐震性のある病院数 (A)	一部の建物に耐震性がある病院数 (B)	全ての建物に耐震性が無い病院数 (C)	建物の耐震性が不明である病院数(耐震診断を実施していない病院数) (D)	(B)と(C)のうち、I _s 値0.3(注1)未満の建物を有する病院数	(B)、(C)及び(D)のうち、平成30年度までに全ての建物が耐震化される予定の病院数
8,434	8,411	6,130	674	141	1,466	288	83

(注1) I_s値0.3未満の建物は、震度6強程度の地震により倒壊又は崩壊する危険性が高いとされている。

(2) 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化の状況

調査病院数	回答病院数	全ての建物に耐震性のある病院数 (A)	一部の建物に耐震性がある病院数 (B)	全ての建物に耐震性が無い病院数 (C)	建物の耐震性が不明である病院数(耐震診断を実施していない病院数) (D)	(B)と(C)のうち、I _s 値0.3未満の建物を有する病院数	(B)、(C)及び(D)のうち、平成30年度までに全ての建物が耐震化される予定の病院数
734	734	656	66	0	12	30	5

(2) 医療提供施設のアスベスト状況

病院のアスベスト使用状況

平成29年7月の病院におけるアスベスト（石綿）使用実態調査（平成29年12月27日調査結果公表）の結果、

- 吹付けアスベスト（石綿）等使用実態については、
 - ・ アスベストのばく露のおそれのある場所を有する病院数は15病院
（平成28年12月公表時（前回）では16病院）
 - ・ アスベストの有無を分析調査中の病院数は18病院
（平成28年12月公表時（前回）では16病院）

- アスベスト（石綿）含有保温材等使用実態については、
 - ・ アスベストのばく露のおそれのある場所を有する病院数は113病院
（平成28年12月公表時（前回）では147病院）
 - ・ アスベストの有無を分析調査中の病院数は543病院
（平成28年12月公表時（前回）では1,516病院）

であり、これらの病院については、患者、職員等の健康被害の発生を未然に防止するために、早急に、アスベスト等の使用状況に関する実態把握をしていくとともに、ばく露のおそれのある場所について除去等の措置を講ずる必要がある。

施設環境等の改善に関する事業一覧

(22) 医療施設等耐震整備事業

医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、医療施設等の耐震化整備のための補助を行う。

(23) 特定地域病院施設整備事業

大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域に所在し、かつ、別に定める要件のいずれかに該当する病院が、耐震診断の結果、改築又は補強が必要と認められる診療棟又は病棟の耐震化を実施するための補助を行う。

(24) 地震防災対策医療施設耐震整備事業

医療施設の耐震化又は補強等を行うことにより、地震防災対策又は土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図るため医療機関の耐震化等のための補助を行う。

(25) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業を推進するため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業に対する補助を行う。

(26) アスベスト除去等整備事業

アスベスト等が損傷、劣化等により、ばく露のおそれのある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の措置を推進するため、病院がアスベストの除去等の措置を行うための補助を行う。

(27) 病児・病後児保育施設施設整備事業

現に保育所に通所中等の児童が病気の「回復期に至らない場合」等に、一時的にその児童の保育を行う施設を整備するための補助を行う。

(28) 医療機器管理室施設整備事業

医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室を整備することにより、医療機器の適正な使用を推進し、患者に対する安全対策に資するため、医療機器管理室の施設整備に対する補助を行う。

(29) 地球温暖化対策施設整備事業

地球温暖化対策に資する病院及び診療所の整備を支援することにより、病院等における地球温暖化対策の取り組みを推進するため、医療機関の地球温暖化対策に資する施設整備に対する補助を行う。

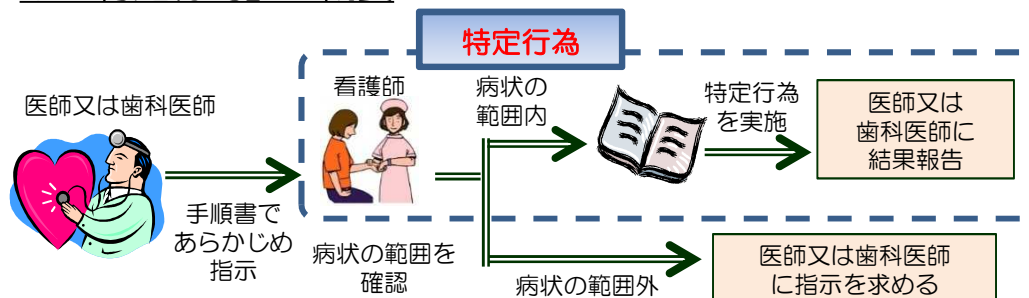
5. (3) 医療従事者の養成功率の充実等に関する事業

看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業【平成30年度からの事業】

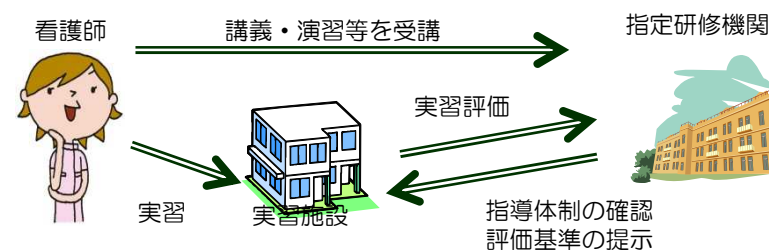
事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

(補助先)

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

(調整率)

0.5

医療従事者の養成力の充実等に関する事業一覧

(30) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

保健師助産師看護師法に基づき看護師の特定行為研修を行う指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図るため、研修の実施に必要なカンファレンスルームや研修受講者用の自習室等の施設整備に対する補助を行う。

(31) 内視鏡訓練施設施設整備事業

医療の高度化に伴い、従来の内視鏡手術(開腹)から腹腔鏡下における内視鏡手術が急速に普及していることから、内視鏡手術訓練施設を整備し、腹腔鏡下における内視鏡手術に関する研修等を実施することにより、医師の手技向上及び医療の質の向上を図るための補助を行う。

6. 各年度における都道府県からの要望状況

- 当初予算に関する事業は、都道府県から当初予算額を大きく上回る要望がある。
- 直近3カ年においては、要望額に対して、5割を下回る交付額となっている状況。

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	2,545	2,545	2,545
要望額	6,293	7,102	5,918
交付率	40%	36%	43%

※ このほか、平成28年度の補正予算において、医療施設等の耐震化整備のために措置されている。

(参考1) 交付額が多い事業(直近3年間合計)

平成27年度から29年度までの合計		
事業名	交付額 (百万円)	交付 件数
医療施設近代化施設整備事業	4,928	90
医療施設等耐震整備事業	3,213	58
地域災害拠点病院施設整備事業	575	50

※交付実績は補正予算で交付した事業も含む

(参考2) 要望がない事業(直近3年間合計)

都道府県からの要望がない事業	
小児初期救急センター施設整備事業	肝移植施設施設整備事業
地域療育支援施設施設整備事業	特定地域病院施設整備事業
不足病床地区病院施設整備事業	地震防災対策医療施設耐震整備事業
腎移植施設施設整備事業	南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

7. 交付金の課題

1. 交付件数

- 毎年当初予算においては、要望額が予算額を超過しており、調整した金額での交付が続いているため、都道府県が必要とする事業を全て実施することができない状況となっている。

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
要望事業数	交付決定事業数	要望事業数	交付決定事業数	要望事業数	交付決定事業数
115	84	149	120	134	116

- 直近3年間に於いて合計78事業の実施ができていない。また、実施している事業についても、要望額が全額配分されていない事業もある。

2. 交付実績のない事業の検証

- 交付実績がないため、事業の効果等について十分な検証ができていない。
 - 交付実績がない理由としては、対象施設が少ない、都道府県の整備優先度などの理由が考えられるため、短期間の実績がないことのみをもって事業の必要性がないと判断できないことに留意。

8. 見直し案

見直しの方向性

- 医療提供体制施設整備交付金においては、医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制の強化を図る観点から、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、平成18年度に創設された。
- しかしながら、
 - ・ 交付金の創設より12年が経過していること
 - ・ 予算の制限等により都道府県が実施することができない事業があること
 - ・ 交付実績がない事業に対する効果検証が十分でないことから、平成31年度予算要求に向けて事業の見直し等を図る。

具体策

- 医療提供体制施設整備交付金の事業に関して、限られた予算の中でメリハリある配分を行い、政策の推進を図る上で他の補助事業で対応可能な事業や交付実績がない事業の見直しを検討する。